特定路外駐車場設置(変更)届出書

年 月 日

(届出先) 郡山市長

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

住 所

氏名又は名称

TEL

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。

1 駐	車場	の名	称						
2 駐	車場	の位	置						
3	イ 駐車場の区域の 面積							平方メ	ートル
規	ロ 駐車場の用に供 する部分の面積			a 駐車の用 に供する部 分の面積	一般公共 の用に供 する部分			平方メ (駐車台数	ートル 台)
模					それ以外 の部分			平方メ (駐車台数	ートル 台)
				b 車路等の 面積				平方メ	ニートル
4	路外駐車場車椅子使用者用駐車施設 台								
4	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値								
構 山	イ 特殊の装置の 有無								
	殊	動等円滑	の装置に係る円滑化のため	a 認定の番 号					
	装置出	に必要な特定路外駐 車場の構造及び設備 に関する基準を定め る省令 (平成18年国 土交通省令第112号) 第4条の規定による 認定の概要	b 特殊の装 置の名称等						
5 従業員概数									
6 供用開始(予定)日									

備 老

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3の口のa欄の「一般公共の用に供する部分」欄の駐車台数においては、道路交通法 (昭和35年法律第105号)第3条に規定する普通自動車の駐車のための駐車施設に限り、貨物の運送の用に供する自動車の駐車及び貨物の積卸しを主たる目的とするものを除いたものの数を記載すること。
- 三 3の口のa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車の用に供する部分 等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 四 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 五 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。 六 4の口のa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び 設備に関する基準を定める省令(平成18年国土交通省令第112号)第4条の規定による認定の番号を記載する

こと。 七 4のロのb欄においては、用いる特殊の装置の名称(商品名)、製造者名を記載すること。